

# 一般財団法人山形市健康福祉医療事業団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人山形市健康福祉医療事業団と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を山形県山形市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者に関する健康相談支援事業
- (2) 介護老人保健施設の開設とその運営
- (3) その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な国庫債券 5 千万円は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 収支計算書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 正味財産増減計算書
  - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (7) 財産目録
  - (8) 公益目的支出計画実施報告書
- 2 前項の承認を受けた書類については、定時の評議員会で承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(剰余金)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員11名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人
    - ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同法条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条 評議員の報酬は、職務の遂行のための会議等に参加した場合に、その都度支給することとし、その額は日額 10,000 円とする。

## 第 5 章 評議員会

（構成）

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員において互選する。

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1） 理事及び監事の選任又は解任
- （2） 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- （3） 定款の変更
- （4） 残余財産の処分
- （5） 基本財産の処分又は除外の承認
- （6） その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として事業年度終了日から 3 月以内に 1 回開催するほか、

必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。また、理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、評議員会の議長及び議事録署名人 2 名が記名押印する。

## 第 6 章 理事及び監事

(理事及び監事の設置)

第 20 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 11 名
- (2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を副理事長とする。

4 理事長及び副理事長以外の理事のうち、4 名を常務理事とし、うち 1 名を常勤とする。

5 理事長及び副理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 91 条第 1 項第 1 号に定める代表理事とする。

6 常務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 91 条第 1 項第 2 号に定める業務執行理事とする。

(理事及び監事を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときはその職務を代行する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の経常的な業務を執行する。

5 前項に定めるもののほか、常勤の常務理事の職務については、理事長が理事会に諮った上で別に定める。

6 理事長、副理事長及び常務理事は、4 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事及び監事の報酬)

第 26 条 理事及び監事の報酬は、職務の遂行のための会議等に参加した場合に、その都度支給することとし、その額は日額 10,000 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の常務理事の報酬は、月額 30,000 円とする。

3 前項の報酬の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給方法については、理事長が理事会に諮った上で別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

(事務局)

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置き、これらの職員は、理事長が任免する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 35 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、理事会及び評議員会の決議を経て、山形市に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 36 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、山形新聞に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例財団法人の解散の登記と一般財団の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事（理事長・副理事長）は、瀧井潤及び徳永正靱とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

片桐良一、石川進一、本間美知子、大沼智之、白石敏、玉田芳和、高橋衛、西村吉弘、岡部健二、藤井俊司、山本崇

改 正

一般財団法人山形市健康福祉医療事業団定款（平成 24 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項を「前項の議事録には、評議員会の議長及び議事録署名人 2 名が記名押印する。」

第 31 条第 2 項を「前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。」

附 則 この定款は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

改 正

一般財団法人山形市健康福祉医療事業団定款（平成 24 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 1 号中「10 名」を「11 名」に改め、同条第 4 項中「3 名を常務理事とする」を「4 名を常務理事とし、うち 1 名を常勤とする」に改める。

第 22 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 前項に定めるもののほか、常勤の常務理事の職務については、理事長が理事会に諮った

上で別に定める。

第 26 条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の常務理事の報酬は、月額 30,000 円とする。
- 3 前項の報酬の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給方法については、理事長が理事会に諮った上で別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
(新たに選任される理事の任期)
- 2 この定款の施行の日以後に初めて選任される理事の任期は、第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年度に開催する定時評議員会の終結の時までとする。